

「わたしの提案（町長への手紙）」

提案・意見をお書きください。

令和 6 年 9 月 6 日

件名 自宅が建築不認可の土地（公園 [REDACTED]）

問題または課題 地震や台風に備え、自宅の建替え計画を進めたが、新建築申請不認可と判明し、打開策を模索する事約二年が経過している。[REDACTED] 年、先代の [REDACTED] と共有の公道 [REDACTED] を確保し、官地と接続させている。しかし、この官地が建築不認可の要因であると町の道路課で確認し、その調整を求め、新官地の買い取りを提案されたが、現 [REDACTED] に協力を要請するも協力は得られず困惑している。

改善案 地震や脅威ある台風被災を考えると、自宅が再建不可能であれば自宅を放棄せざるを得ない状況に陥っている。（この官地はその昔、当豪 [REDACTED] に入口として与えられた土地で、その後、町から払い下げがあった時に受けなかったため官地として残っていると [REDACTED] から聞いている。）

改善案

町の道路課の提案で、官地の買い取り案は、近隣者の協力には無理が生じているため、町政の制度改革を要請します。

改善後の効果

[REDACTED] 歴史ある大切な土地を放棄する事なく、これからも守れる様に是非一日も早く家を再建して安心できる居住地に望みを抱いている。

回答を ☒ 希望する ・ ☐ 希望しない （どちらかに○をつけてください）

回答

＜自宅が建築不認可の土地＞

【所管：町民窓口課・道路課】

このたびはご要望をお寄せいただき、ありがとうございます。

ご自宅の建て替えにあたり認可が得られずお困りとのことですが、官地の買い取りには、その土地に隣接する地権者すべての同意が必要であり、これは建築基準法第43条（敷地等と道路との関係）及び同第42条（道路の定義）によって定められているものです。

近隣の協力が得られないため、町の制度を変えるようにとのご要望ですが、建築確認の許認可業務に関しては、寒川町の場合は神奈川県平塚土木事務所の 建築指導課が行っております。加えて前述のとおり国の法律により定められたルールであるため、自治体の権限で対処することはできませんのでご理解くださいますようお願いいたします。

なお、近隣の協力が得られないとのことですが、相隣関係の問題解決の一助として、町では弁護士による無料法律相談（要予約）を毎月第1～第3の各水曜日に開設しておりますので、よろしければこちらをご利用ください。